

VI 勤労控除の拡大に当たって留意すべき点

- 生活保護は、最低限度の生活費を支給するものであるが、就労収入の一部を手元に残す勤労控除については、保護を受けていない者との公平性なども考慮することが必要。
- また、確かに被保護者の手元に残る金銭は増加するが、単なる金銭的インセンティブだけで被保護者の自立促進に資するのかどうか検討が必要。

【収入の5割を勤労控除とする場合】

